

# 防衛省職員給与法改正案

## 【防衛省の職員の給与等に関する法律の改正①・②】

### <立法の背景・趣旨>

現在の自衛官の給与体系は、自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではない。

→ 自衛官の給与の在り方等を改める必要がある。

- ① 防衛出動に係る事態の特性を考慮して防衛出動基本手当を支給するものとする。
- ② 政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 現 行

### 改 正 法

現在の自衛官の給与体系は、自衛隊の任務・リスクを正しく評価するものではない。



#### 改正法①

防衛出動に係る事態の特性を考慮して防衛出動基本手当を支給するものとする。



#### 改正法②

政府は、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討・その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。